

# 『木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例』を制定しました

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染者や医療従事者の方等に対する誹謗中傷や差別的扱いが全国的に深刻な問題となっています。また、他にも部落差別、女性、高齢者、障がいのある人、性的少数者、在住外国人などに対する偏見や差別があり、私たちの生活を暮らしにくくしています。

このため木城町は、すべての人が個人として尊重され差別的な扱いや言動又は暴力的行為を受けることのない明るく住みよい地域社会を目指し、「木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例」を制定しました。

条例概要	
目的	多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を実現すること。
基本理念	日本国憲法と世界人権宣言の理念にのっとり、多様性の理解増進と人権意識の高揚を図ります。
町の責務	多様性の理解増進及び人権意識の高揚に関する施策を実施します。
町民の責務	多様性に関する理解を深め、互いに思いやりの心を持ち、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めます。
教育の責務	社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者は、多様性を認め合い他者を思いやる心の形成に配慮した教育を行うよう努めます。
権利侵害の禁止	<p>いかなる人もあらゆる場面において、次の行為をしてはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①これまで公にしていなかった自らの性的指向又は性自認を表明すること(カミングアウト)を強制し、又は禁止すること。</li> <li>②本人の了解を得ずに他の人に公にしていらない性的指向又は性自認のことを暴露すること。【アウトティング】</li> <li>③特定の国の出身者又はその子孫である人々を誹謗中傷し、日本社会から排除しようとする差別的言動【ヘイトスピーチ】</li> <li>④感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、感染症の患者及びその家族並びに医療従事者及びその家族のプライバシーを侵害すること。</li> <li>⑤感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等による誹謗中傷又は差別的な扱いや言動をすること。</li> <li>⑥上述のほか、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害、疾病その他の事由を理由とする差別的な扱いや言動又は暴力的行為。</li> </ol>
施策の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>①多様性及び人権に関する広報及び啓発を行います。</li> <li>②多様性及び人権に関する相談に関係機関と連携し的確に応じます。</li> <li>③町が実施する事務事業において、多様性及び人権に配慮します。</li> </ol>

条例の詳細等につきましては、下記までお問合せいただくか町ホームページ内「人権啓発」をご覧ください。

問い合わせ先 **総務財政課 総務係** TEL : **32-4725**